

第17回
道州制ビジョン懇談会

平成20年3月19日（水）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 6時00分開会

○江口座長 ちょうど6時になりましたので、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第17回会合を開催させていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、また雨も降っている中御参集いただき、特に遠いところからお出でいただいております、まことにありがとうございます。

最初に申し上げますけれども、今回も中間報告の取りまとめに向けた議論を行いたいというふうに思います。その際、自由闊達な議論を行っていくために非公開ということが適当であると思われましたので、非公開とさせていただきたいと思います。そして、会合終了後私からブリーフィングを行うと、それとともに議事要旨については公表させていただきたいと思います。

増田大臣は月例経済報告関係閣僚会議に出席されているようで、終わり次第お越しになるということでございます。

それでは、議事に入ります。前回御意見及び御欠席の委員などからいただいた御意見を踏まえまして、かくかように非常に大きく私も努力をいたしまして、A to ZのAを主張する委員の方もいますしZを主張する委員の方も、逆のことをまとめるということがいかに困難かということをも身をもって経験しながら、一応こういう形にまとめさせていただいたということでございます。

なお、先ほど金子委員のほうからは座長にもう一任するから進めてくれということで、お話をいただいております。本日は欠席ということですが、座長一任ということで結構だということございました。

それから、本日欠席されている河内山委員からは、事前に見ていただきまして意見を出したいという御要望がありましたので、私の判断で御覧いただきまして、修正文とかこういうことをやってくれというような意見をペーパーに書いていただいて、皆さんのお手元にお配りしておると思っておりますけれども、出ております。準備の都合上当日配布になってしまいましたので、これから10分程度といたってもうお読みになっておられる方が随分たくさんお出でになりますし、すぐに議論をスタートさせていただきたいというふうに思います。

なお、本資料につきましては会議終了後回収させていただきたいというふうには申し上げておりましたが、できるだけ回収させていただきますけれども、どうしてもおみやげとして持って帰りたいという方がどうもございましたら、その方はちょっと事務方のほうに連絡をさせていただいて、お持ち帰りいただいてもいいかと思っております。

そういうようなことで、それでは、早速ですが、御意見のある方、御発言をさせていただきたいと思います。本日は資料2をベースに議論するというにいたしたいというふうに思います。必要に応じて資料2-2についても御使用いただいたらいいかと思っております。

また、御意見については具体的な修正箇所と修正内容を御提示いただく。要するにこの

中間報告案の私が必死になってまとめましたものに対しまして、ここをこういうふう具体的に修正するという言葉でちょっと御意見をいただきたいということ。御意見をいただいたからといってそれすべて私のほうで入れさせていただくかどうかということはまた私の判断で最終的に決めさせていただくことにしたいというふうに思いますので、その点は御理解、御了承をいただきたいと思います。

これから皆さん方さまざまな御意見を言われると思いますけれども、もう先ほども申し上げましたように、真逆の意見が出てくるというような状況ではやはり最終的に私にお任せいただかないともう全然まとまりませんので、それは御了解をいただきたいということを強くお願い申し上げておきたいと思います。

それでは、御自由にと申し上げたいんですけれども、今さっき長谷川委員がちょっと私のところにお出でになりまして、次の予定があってもどうしても25分ぐらいまでしか出席できない、25分でも出席していただいて大変ありがたいと思っているんですけれども。そういうようなことなので、まず最初に長谷川委員のほうから御発言をいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○長谷川委員 すみません、ありがとうございます。まず、最終的な取りまとめについては私も座長に御一任したいと思います。その点をまずもって申し上げたいと思います。

それから、2番目、この資料はおみやげに持って帰ってもいいということでしょうか。きょうは持って帰ってもいいわけですね。

○江口座長 すぐもう、あしたあさって発表しますから。それと、きょう皆さん方、もうどなたか知りませんが、前回で懲りておられると思いますから、外に出すということは……。

資料1と資料2のとけ込みの赤の入ったものは置いておいてくださいと、こういうことです。

○長谷川委員 はい、みえけしは残すということですね。

○江口座長 みえけしは置いておいてください。

○長谷川委員 はい、わかりました。

○江口座長 ということで、資料1と資料2でお願いしたいということです。

○長谷川委員 それと1点、ではその点はそのようにさせていただきます。1点ちょっと確認なんです、この赤のみえけし版の要点の資料1-2、2ページの道州独自の立法権のところ、赤で消したほうなんですけれども、上書き権、これをやるべきだという御意見も随分あって、初め書かれたと思うんですけれども。今回はこの上書き権のところを消してしまいましたが、それはどういった事情なんでしょうか。

○江口座長 上書き権ということだけではなくて、もっと強めの立法権という、自治法立法権ということを書くことによって上書き権は自然に消されるんじゃないかなというふうに思ってこれは消したわけです。

○長谷川委員 ということは、じゃあ上書き権はなくなったけれども、もっと強い言い方

が入っているから担保されているということでございますね。

○江口座長 ということです。はい。

○長谷川委員 はい、わかりました。それでは結構でございます。ありがとうございます。

○江口座長 どうもありがとうございました。最終的には御一任いただけますね。

○長谷川委員 はい。

○江口座長 よろしく申し上げます。

そのほか何か。どうぞ。

○鎌田委員 今座長お任せいただきたいというふうにおっしゃったんですけれども、やはりお任せできるところとできないところとどうしても、先ほど読んでいてあるんですよ。

○江口座長 はい、どうぞ、おっしゃってください。

○鎌田委員 それで、お任せくださいと言われても私のほうはちょっとお任せできませんので、極力この場でも結構ですので、直していただくようにお願いします。

○江口座長 どうぞ、おっしゃってください。

○鎌田委員 資料3の修文意見の私のところの32ページからですけれども、かなり細かく書いてしまいましたので非常にわかりにくくなって申しわけありません。ということで、時間も限られておりますので、項目を絞って意見として申し上げたいと思います。

まず1点目なんですけれども、私は基本的にはこの前回からのみえけし修正、資料2-2でお話ししたいと思いますので、それを御覧いただければと思います。

○江口座長 資料2-2の……

○鎌田委員 赤字が入っているみえけし修正の資料ですね。

○江口座長 はい、どうぞ。

○鎌田委員 はい。それで、分権の関係のところ、例えば6ページ、(6)不十分な広域行政化と地方分権というところがすっかり落ちておりますけれども。前回、修正意見あったら出せということで私も内閣府に夜お邪魔して大急ぎで修正を出したんですけれども。この修正のところちょっと漏れてしまったところがありましたので、今申し上げますけれども。私としては6ページのところは生かすべきであると。それで、7ページの……

○江口座長 みえけしのところですか。

○鎌田委員 ええ、赤字で……

○江口座長 都市圏の拡大やモータリゼーションは残すべき。

○鎌田委員 ええ。ただしですね、7ページの「しかし」以下からの3行は削除してください。

○江口座長 ああ、これね。

○鎌田委員 はい。それから、私もこの修正のところちょっと行数を、大急ぎでやりしててぱっとやったりした作業でちょっと手違いで消すような形になってしまったんですけれども。この7ページの「このため」以下のところの、8ページの「体制を整えるこ

とが必要である。」までを生かしてください。

○江口座長 ここまでですね、

○鎌田委員 はい。それでですね、前回分権型国家、地域主権型道州制をめぐっていろいろ議論をしたんですけども、8ページのところで「分権型国家」という言葉が赤字で入っておりますですね、下のほうに。これは結構だと思いますけれども、そのかわりに「地域主権型道州制国家」という、これはちょっとよく意味もわかりませんので、この表現はちょっと受け入れられませんので、削除をお願いします。

前回も申し上げましたように、中央集権型国家からの脱却というか対になる言葉はやはり分権型国家でありますし、要するに今議論している道州制に関しても、その分権型国家を目標にする、ゴールにするその手段として道州制の議論を今見直しているというふうに私は理解しておりますので、そういう趣旨で書いていただくためには、先ほど赤字でみえけしで消されている部分は、これを消しちゃうと分権型国家って一体何なんだということになりますので、ここはしっかり復活していただきたいと思います。

それからもう1つ、今の地域主権型道州制のことに関連して、最初にもうちょっと申し上げておきますけれども、地域主権型道州制という言葉は、私数えてませんですけども、かなり多く出てくるわけですね。座長が非常に御関心のある言葉ということだと思いますけれども。場所によっては非常になくてもいいというか、むしろ、例えばその7ページの最初の理念のところ、「時代に適応した「新しい国のかたち」＝地域主権型道州制をつくる」と、これは私が申し上げていることに従えば、この新しい国の形イコール分権型国家をつくるということになるかと思っておりますので、そういうふうにしていただきたいと思っております。

話戻しますと、地域主権型道州制というのがあちこちに出てくるんですけども、これはもし本当にこれを全部こんな形で生かすのであれば、私としては必ずその地域主権型道州制の枕に、「分権型国家における地域主権型道州制は」ということを、「分権型国家のもとにおける」という言葉を必ず入れていただくようお願いしたいと思います。

次ですけども、みえけし修正の13ページのところですけども。道州の規模を、14ページのところでは、ここでも「国の役割を限定し、地域が「主権」を持つ」というふうにあるんですけども。上のほうのその原則否定するところのところは、これは言ってみれば現状をいってるわけで、分権型国家になればこういうことはあり得ないわけですので、この上の最初の第1段落のところはなくてもいいんじゃないかと思っております。

○江口座長 どこですか。

○鎌田委員 (3)の国の役割を限定し、地域が「主権」を持つところの第1段落になります。

それから、これは問題提起として考えていただきたいんですけども。ちょっとすみません、8ページに戻っていただいて。真ん中のところですね、「道州制は、国のかたちの問題、国全体の体制の問題であって、地方自治の問題ではない」というふうになっている

んですけれども。この前に、そのところに「国政機能を分割」という言葉もありますけれども。地方自治の問題ではないというふうに言うことはできないと思います。現在分権をいろいろ議論しているわけですので。ですから、ここのところは最初の「問題である」あたりでも「地方自治の問題では」はもう消しちゃってもいいのではないかと思います。

逆にこれを残そうということであれば、いろいろ制度設計以下のところで基礎自治体のことに関わり触れておりますけれども、基礎自治体のことについては余り触れる必要がないのではないかと。

私の修正意見は基本的には道州に限って議論するという視点で、基礎自治体のくだりのところについてはほとんど削除するという修正の意見を出しておりますので、それをお願いします。

それから、15ページに戻っていただいて、「現行憲法のなかで道州制を確立する」というこのくだりもそっくり落ちておりますけれども、私はこれは修正意見として、「分権型国家の下での道州制は連邦制を目指すものではない。現行憲法の下で最大限の分権の実現を目指すものである。」というふうに修正意見を出しております。

それから、税財政のところですね、専門委員会のところですので21ページからになるんでしょうか。21ページ以下のところ、6の道州制における税財政制度、(1)、それから(2)、(3)、(4)とありますけれども。前回申し上げましたように、石井知事のほうから専門委員会をつくるという御提案がありましたので、私も結構だと思いますので、この(3)と(4)に関しては、もう税財政制度の基本原則の中におおよその言葉を盛り込んでいいんじゃないかなと。特に国有財産、資産及び債務の取扱いというあたりは、これは多分国民にこんな形で提示しても、多分国民から見ると何のことだろうというふうになると思いますので、要するにこういうことも含めて専門委員会のところで議論していただくということでもいいんじゃないかと思います。

それから、20ページ、ごめんなさい、20ページじゃないですね、道州の区域ですので24ページになります。24ページのところは、区域の決め方の第3段落で「なお」以下のところは私は削除していただきたいと思います。専門委員会での議論よりも、やはり懇談会全体で関係のある方を招いてヒアリングをするなりして、懇談会全体で大枠を議論すると、そういうことで我々の役割としては現段階では十分なのではないかと思いますので、ここところは削除していただきたいと思います。

それから、移行方法、28ページから29ページになりますけれども。これは(4)と(5)、特に(5)のところで、「道州制諮問会議(仮称)を設ける」、それから「有識者からなる「道州制推進会議」を設ける」というふうにあるんですけれども。このあたりは議論を全然していないところでもありますので、前回のペーパーにあったように、私としてはまあ道州制基本法の制定と検討機関の設置ぐらいの文章で、前回にあったような内容でいいんじゃないかというふうに思っております。

また後で気がついたら申し上げますが、とりあえず以上です。

○江口座長 はい、ありがとうございました。

鎌田委員の1つの御意見として承っておきます。

○鎌田委員 いや、ちょっと待ってください。御意見じゃなくてですね、ここで議論していただきたいと思います。

○江口座長 議論するというかいいですけども、とにかく1つの意見としてね。それを全部を押し通して、そしたら鎌田委員の案になってしまいますから。

○鎌田委員 でも、今は私から申し上げさせていただければ……

○江口座長 だから、意見はお聞きしておきますと。

○鎌田委員 いえいえ、ですからそういうふうにおっしゃるのはちょっと失礼じゃないかと思えますけれども。

○江口座長 だけれども、そうしないと。

では、高橋委員。

○高橋委員 今の鎌田委員の御意見にも関連して幾つか意見を申し上げます。まず、分権国家という言葉、それから地域主権型国家という言葉について、私、申し訳ございません、欠席をしなければならなかったときに議論が展開したものと思いますので、それをまた、お教えいただきたいというようなことを申し上げるつもりはございません。ただ、私ども北海道庁では分権という言葉ではなく地域主権という表現をしています。地域主権型というまさに我々がイニシアチブを持つ必要があるという気持ちも含めて、地域発で進めており、道庁の担当する部局名にも地域主権局と名前をつけておりますので、議論の御参考に供すればと思います。

それから、順不同でございますが、地方自治の問題は、7ページでしたか。

○江口座長 どっちの、みえけしのほうですか。

○高橋委員 8ページですね、今鎌田委員がおっしゃられた8ページの真ん中のところです。「道州制は、国のかたちの問題」のところの「地方自治の問題ではない。」という部分は別の意味からできれば修文したほうが我々地方の気持ちが伝わると思います。道州制はまさに国家体制そのものの問題であるという意識は我々全く一緒なんです、それを強調するような意味で、地方自治の問題じゃないかといえそうではないと思います。例えばこの道州制という問題は国全体の体制の問題であって、単なる都道府県合併のような自治体再編論、そういうことに矮小化してはいけないんだというような表現になると思います。鎌田委員の御趣旨と相通じるかどうかわかりませんが、私ども、地方の気持ちとしてはそのくらい書いていただけると。

○江口座長 ここのところあれでしょうか。「問題であって、道州は都道府県の合併を前提とする必要はない。」というふうに、ここで切ってはどうですか。

○高橋委員 要するにただの自治体再編論のように矮小化してはいけないんだというふうに言うていただくといいかなと。一意見です。

○江口座長 ありがとうございます。

○高橋委員 それから、順不同で恐縮でございます。これは御礼でございますが、私ども道州制特区の法律で、いろいろな御意見がある中、北海道だけ頑張れというのが前の原案でありましたが、私どもから修正意見を出させていただいて、北海道が頑張って提案をしたら国も頑張ってそれを受けよと、みえけし版でいうと30ページですね。これを入れていただいて誠にありがとうございます。

○江口座長 一所懸命入れました。

○高橋委員 ありがとうございます。明後日も閣僚の方々も集まる道州制特別区域推進本部会議に石井知事と一緒に出席しますが、いつも霞ヶ関の皆様方に大変な思いをしておりますので、こうやって入れていただくと大変に心強く感じております。ありがとうございます。

あとは、さっき鎌田委員がおっしゃった検討委員会で検討し、これに委ねるということで私どもも理解しているのでございますが。22ページの上から3、4行目ぐらいに「本懇談会の最終報告書にはこれを探り入れる。」とあり、最終的に検討委員会の報告を全部取り入れるというような表現になっています。この意味でございますが、一応専門検討委員会で御議論をいただいた上で、本委員会にもやはりもう一度お諮りいただいて、そこで改めて決定をするというような。

○江口座長 そうすると、「一年を目途に具体的な検討を進め、本会議で」としましうか。

○高橋委員 これを最終的に議論して……

○江口座長 本懇談会で、何でしたっけ。

○高橋委員 改めてというと強すぎるんですよね。議論をした上で最終的な報告とするとか。

○江口座長 「その結果を」にしましうか。「その結果を本懇談会で議論し」……

○高橋委員 「議論し、最終的に取りまとめる。」ですかね。

○江口座長 「議論し、最終報告に取りまとめる。」と。はい、わかりました、そうしましう。

○高橋委員 恐れ入ります。そして、この部分について、鎌田委員の御意見は専門委員会に検討を委ねるんだから余り詳しく書かなくていいのではというお話もあったのですが、一意見として申し上げれば、この（４）にございます財政調整制度の基本的な考え方を書いていただいているところはやはりしっかりここでの本委員会の記述としてもお書きとどめいただければというのが、財政状況の厳しい北海道として、また、多分東京とか関西以外の多くの地域のご意見だと思います。

○江口座長 そこはどう表現。

○高橋委員 （４）全体。さっき鎌田委員はもうここを全部はしょって短くしてあと委員会でいいんじゃないかという御意見だったと思うんですが、でもやはりそういうわけにいかない、この基本的なところは是非ここで書きとめいただければということでございま

す。

特にこの（４）の、みえけしでいうと３行目の「そのため」のところでは、これは修正意見を出させていただいたんですが、修正には至らなかったんですけども、「そのため、みずからが課す税だけでは」の後に、「その役割に応じて必要となる財源を確保することを大前提とした上で」と。

○江口座長 すみません。「その役割を」……

○高橋委員 「その役割に応じて必要となる財源を確保することを大前提とした上で、」それであると「財政調整が必要になる。」と。

○江口座長 ここにつなげるわけですね。

○高橋委員 はい。今地方はどこも厳しい財政状況の中で、権限移譲だけ受けて財源はいらないだろうといわれてもこれたまりませんので、気持ちの上で強調していただければと。

それと並びになって恐縮なんですありますが、その上の（３）のところでは、「国の資産は道州に売却」のところ。

○江口座長 売却。

○高橋委員 売却等のところではありますが。私どもは権限、財源、全部移譲セットである中でこういったことが地方に国の負債も含めて地方に来ると、これは当然だと思っております。ともすれば、ここの部分だけが先行して、どうせ移譲するのだからいいじゃないか、国の負債もみんな地方にというふうになるとややつらい部分もありますので、これは修正文意見までいかないんですが、権限移譲と財源が全部セットでなされることを前提にこういうことも検討するようなニュアンスにしてはどうですか。具体的な修文じゃなくて恐縮なんですけど、修正になるとありがたい。

○江口座長 ちょっと具体的な修文を考えてくれませんか。

○高橋委員 はい。だから、この点についてはポツの後ですかね。

○江口座長 この点については、ポツ。

○高橋委員 道州制全体における権限、財源の移譲などとセットであることを前提に、同時期、一緒に同時に行われることを大前提に。

○江口座長 「移譲が同時に」、ですか。

○高橋委員 はい。

○江口座長 「行われるべきである。」と。

○高橋委員 はい、それでいいです。ありがとうございます。

○江口座長 そうしましょう。

○高橋委員 というような。すみません、一意見ではありますが。

それから、とりあえず私の意見の最後は、最終的には座長にすべてお任せするということにしないと報告書はまとまらないのかなと思います。

以上であります。

○江口座長 どうぞ。

○石井委員 それでは、私は知事会代表ということで既に意見を述べさせていただいております基本的な考え方という7原則がございましたので、これに沿ってちょっと見させていただいたときに、かなり鎌田委員と高橋委員のダブるところがございますけれども、改めて意見を述べさせていただきたいと思います。恐縮でございます。

その前に、このような案をつくっていただいた江口座長に心から敬意をあらわさせていただきたいと思います。

そういう地方分権の推進というために、地方分権の総仕上げとしてということを総理大臣あるいは道州制担当大臣がおっしゃっていると思いますので、実は地方分権のくんだりバサッとなくなっているんですね、先ほど御指摘ありました6ページとか7ページの消えているところですね。6ページ、7ページ、それから11ページですか。このバサッと消えているところが地方分権の推進という観点からいい記述が入っておったと思うんですが、このまますべて復活をとるところまでは申し上げませんが、地方分権の総仕上げということで総理大臣あるいは担当大臣がおっしゃっていることも踏まえていただきながら、我々知事会は地方分権を進めるための道州制ということで我々も意見まとめたものですから、その点の何らかの記述の復活を。特に11ページの「このため」というこのくよりは非常にいい表現だと思いますけれども。

○江口座長 11ページ。

○石井委員 ええ、これはいわゆる自治立法権、自治行政権、これを有した、非常にこれはいいことを書いていらっしゃると思いますので、これを消していただくのはちょっと忍びないなという思いがしております。

6ページも何らかの形で地方分権というくだりを何らかの表現で残していただくとありがたいなということが1点でございます。

それから、ダブりますが、8ページの真ん中の地方自治の問題でないというくだりは、先ほど修文ということでしていただければありがたいと思っております。

それから、下から4、5行目の分権型国家ということで、この分権型国家ということで中央集権から分権型国家にするという国家像をドンと打ち出すということは大変私はわかりやすく、非常にこれは国民にとって受けとめやすいと思いますので、こういう表現は非常に私は望ましいなということで、賛意をあらわさせていただきたいと思います。

それからあとですが、若干細くなるかな、すみません。18ページでございますけれども、細かくて恐縮でございます。真ん中辺の⑥で「警察治安」を削り、それから下から5、6行目で③の「治安」が国のほうについておるんですけれども。下から5、6行目の「治安」は別としまして、道州の役割の真ん中の⑥、「警察治安」を丸々切っていただくのはちょっと我々……

○江口座長 どの。

○石井委員 これです、「警察治安」を丸々バサッと切られるのでは、これは治安の問題は国の仕事でもあるでしょうけれども、我々道州の大事な役割ということでもあるんだと

思いますので、ちょっとこの辺をどうされるのか、一部両方にまたがるということになるのかどうか。削ってしまうのはちょっとこれまた忍びないなという思いが。

○江口座長 これはある委員の方がこの警察自治を取って、その下に書いてある、「なお、住民の安全安心については検討し、最終報告書に盛り込むこととする。」というそういう内容をつけ加えてほしいということで。その委員の方の説によると、基礎自治体のレベルにおいても道州のレベルにおいても国のレベルにおいても、そういう国民、住民の安全安心の確保というのは最重要視すべきであるというような御主張があったために、それぞれに入れたと。

ただ、警察治安というと、基礎自治体の住民の安全安心と警察自治とまたどうなるか、形がわからなくなってしまうので。また、基礎自治体は基礎自治体で住民の安全安心がどういうふうな形が好ましいのか、それから道州ではどういう安全安心の確保のための機構はどうしたらいいのか、国としてはどうしたらいいのかと、そういうようなことでこういう表現になったわけで。

○石井委員 最終報告の中でまた御検討いただくような形でよろしいですか。

○江口座長 はいはい。

○石井委員 ちょっとそういう懸念があったというだけでございますが。

それから、先ほど高橋委員がおっしゃった23ページなんです。私は今の高橋委員のような修正案というのも1つの案だとは思いますが、ただ3行目のこの点について国の資産は道州に売却、国の債務を軽減するという1つの案が出ましたけれども、ただこれをここで特記して、しかもこの点については上記の案を軸にというふうに決めつけるようなところ、軸にというふうに、それをそのまま受けてしまってるんですけども。

○江口座長 23ページね。

○石井委員 ごめんなさい、23ページですが。そういうことでちょっとこの資産を道州売却とか債務の軽減というこの具体的な案が突然この部分だけ具体的に出てくると、全体の中でちょっと一般国民はわかりにくいという感じもするものですから。私はこれらも含めてこの専門委員会ですね、下の、専門委員会で1年間議論すればいいわけですから。専門委員会で議論するのはたくさんありますよね。その中の重要項目であることは認めますけれども、ちょっとこの部分だけが特記されるのは、ちょっとこのバランス上いかがかなという感じがしておりますので。どうしても残さなきゃいけないかどうかについて私は御意見を申し上げさせていただきたいと思います。

○江口座長 考えさせていただきます。

○石井委員 それから、24ページの先ほど鎌田委員がおっしゃった、24ページの下のお書きの専門委員会なんです。実は知事会のほうでも7番目の原則に、最後の原則の中に区域割りの話は、これが先行することがないように是非していただきたいと強く言ってるものですから、ちょっとここは専門委員会を設けて1年をめどに出すということをズバリここでおっしゃるのは、ちょっとここら辺のところは慎重に取り扱っていただいたほうが

いいんじゃないかという……

○江口座長 ここでは、検討委員会をつくるべきだという委員の方もいて、その委員の方が強く主張をされまして、それで基本方針という言葉にしたわけですよ、基本方針という。だから、これを区割り検討委員会をつくるべきでないという委員の方と、区割り検討委員会を一応つくってある程度のところまでやはり検討をさせたほうがいいんじゃないかと、ぜひこれを入れるべきだという委員の方と両方、A to Zがあるという。

○鎌田委員 すみません、ちょっと今の座長のお話ですけれども、区割りの委員会についてそういう議論をした記憶は私は全くないんですけれども。つまり、区割り委員会をつくるかどうかというのは2月の座長案にもなくて……

○江口座長 これは堺屋太一先生から、堺屋委員から手紙で来てるんです。

○鎌田委員 手紙で来てることだと我々には全然認識できませんので、それはちょっと、それをこういう席でおっしゃられるというのは、少なくとも2月の座長案の中にも入っていないくて、3月初めのあの中に突然出てきた案ですよ。ですから、これは全く議論していないことなんです。それをしかしこんな形で入れるというのは、これは……。

○江口座長 では1つの意見としてお聞きしておきます。

○石井委員 すみません、途中ですが。これはぜひこのところは大事な問題で、この大きな議論になりますので、委員の皆さんの意見をぜひ集約していただければというふうにお願いたしたいと思います。

それから、それに関連して、実は表現の問題なんですけれども、資料1-2に要点が書かれているんですが、これを見ておりましたら3ページに、今の専門委員会なんです。3ページに今の上から2つ目の○、新たな財政調整制度の専門委員会は、2行目に、新たな財政調整制度を設ける、今後、専門委員会においてこの具体的な検討というふうに書いてございます。

それから、その下の今の区域割りの話ですけれども、下から2行目に、7のところの下から2行目、専門委員会「区割り検討委員会」を、その前に当懇談会に設けると書いてあるんですね。したがって、区割りのほうはこの懇談会に専門委員会が設けられるようになっていて、それから上の財政調整については当懇談会にとなっていないからいかにもこの外に専門委員会を設けるようになっていて、ちょっとこれはこの両者の関係どうなのかなということ、ちょっと御説明いただければというふうにちょっと思いましたが。これは要点のほうの問題でございます。

それからあとは、最後ですが。29ページでございます、みえけしの。先ほどもうこのところは鎌田委員から別の意見が出たんですけれども。もしもこのようなことに表現されるのであれば、私たち知事会としては地方も含めた国と地方含めた対等の協議の場において制度設計をお願いしておりますので、5行目ですか、関係閣僚の次の「地方代表」というところを切っていただくのはちょっと私たちとすればですね。道州制諮問会議を設けるとなっております、赤い字で。その最初の地方代表のところを切られてるんですが。地

方代表とか経済団体代表が。これもしもこういうことで2つの設けるといふことになるんであれば、やはり最初の諮問会議のほうにも、ぜひ国とそれから地方の代表も加えていただいたところで制度設計を諮問委員会としてお願いしたいなということでございます。

○江口座長 これはですね、イメージとしては経済財政諮問会議をイメージして、四、五人で諮問会議を構成したほうがいいでしょうということ。そういうことからして、民間というところで地方代表、経済団体代表、有識者からなる、そういうものを含めて民間委員と。

これこう書くと閣僚も一応1名ずつ入れなきゃいけないということになっちゃたらいけないのでちょっとこういう表現にして。

○石井委員 我々地方代表も一緒に制度設計にはぜひ入らせていただきたいというのが知事会の意見が今まで出させていたで。

○江口座長 だから、推進会議のほうでは地方自治体の代表だとか地域経済団体の代表とかいうようなそういう差別化をしたんですけれどもね。

○石井委員 ちょっとそういうところは我々地方の意見があるということでございます。

○江口座長 わかりました。

○石井委員 それから最後、これは意見を申し上げるべきではなかったですけども、鎌田委員が15ページのところで憲法論を言われましたので、これはぜひこれも皆さんで議論いただければと思うんですけども。15ページの上のほうの一番上ですね、(5)の憲法論議。これはそのような議論もあろうと思います。憲法の中でやるのか、憲法改正までするのかということ是非常にこれは大きな今後の……

○江口座長 これはやはり残しておいたほうがいい。

○石井委員 これは憲法改正するような大きな議論で制度設計するとなったら、これはかなり国民的議論になって、かなり時期的にも時間をこれから必要とすると思うんですが。今の現行憲法の中で制度設計やろうとなれば比較的この10年間をめぐるといふ、10年後という話出ておりますけれども。それがまとめやすいと思うんですが。これを憲法論議に絡める議論もあろうと思いますけれども、これはどちらをとるかといふのなかなか議論しない。

○江口座長 そうすると、この中間報告では、現行憲法の中でというふうに表現しておいたほうがいい。

○石井委員 そのほうがおおむね10年後をめぐるといふところと結びついて比較的議論がしやすい。ただ、これは異論があると思います。

以上でございます。

○山東委員 今の点についてだけちょっとあれしますと。現行憲法の中でこれだけの改正がやれるかどうかというところで、逆に現行憲法内だということによってかえって逆に道州の権限も縮小するとか何とかとそういうことになりはしないかというようなそういう懸念もあるので、ここでは触れないほうがいいだろうと言ってたわけです。

○石井委員 わかりました。そういう意見もあると。

○江口座長 どうぞ。

○鎌田委員 一々座長の発言にちょっとクレームをつけるようなことで恐縮なんですけれども、29ページ、今石井知事に説明されたことなんですけれども。この道州制諮問会議を設けるというようなことについても、私はこの場で議論をしたという記憶が全くないんですよね。ですから、検討機関を設けるという、これはまあということで前回ちょっと納得というんですかね、不承不承で納得した記憶はあるんですけれども。少なくとも今座長が石井知事に御説明されたようなことに関しては私は全く、何と言うんですかね、そういうことはなかったというふうに認識しているものですから、ちょっと今のような御説明でこういうのを、それも固有のこういう会議2つみたいなものを残すというのは、これはやはりちょっといかがかなというふうに思いますので、あえて申し上げます。

○江口座長 はい、伺っておきます。

ほかございませんか。

○鎌田委員 いえ、伺っておきますではなくて、私の提案に関しても修文の形で受け入れてください。

○江口座長 だから、鎌田委員だけの意見を全部入れるわけにはいかんのですよ。

○鎌田委員 いえいえ、そうじゃなくて、それでしたら皆さんに諮っていただいて。

○江口座長 鎌田委員がおっしゃることとまた高橋委員がおっしゃることとはまた違った部分もあるわけですから。

○鎌田委員 いえいえ、でも少なくとも……

○江口座長 だから何でもかんでも自分の意見を通さなきゃだめだということは……

○鎌田委員 私もそれはそういうつもりは全くございません。ただしですね、座長が今のような形で御説明をされてそれで納得してくださいというのは、ちょっと私は解せないんですよ。

○江口座長 だから、それは鎌田委員が解せないというだけですから。

○鎌田委員 いえいえ、そんなことじゃないでしょう。だって、一度も議論していないことを出してきて、それで今石井知事に対して……

○江口座長 一度も議論してないということはないと思います。

○鎌田委員 こういう御意見がありましたというふうな形で御説明されるのは、これはやはりちょっといかがなことかと思えますよ。

○江口座長 一度も議論がないということはないと思います。前回もこれをもとにして議論していたわけで……

○鎌田委員 これも2月のところで初めて出てきたことじゃないんでしょうか。

○江口座長 議論していたことですから、前の。この前の、前回の。

○鎌田委員 しかし、こういうことは議論はしておりません、少なくとも。それは議事録をよく読み直します。

○江口座長 前回もこれ出てるわけです。

○鎌田委員 いえいえ、でも少なくともこういうのを……

○江口座長 前回それをおっしゃっておられるんだったら私もそれはそれで……

○鎌田委員 いえいえ、ですから前回というか、前回はここに消してありますけれども、「検討機関を設け」というふうになっていたんですね。ですから、私は検討機関ということであればこれはこれから具体的に議論、また新しい部隊として懇談会を引き継ぐような部隊もできるのかもしれないなということで私は納得しましたので、あえて特に触れなかったんですけれども、今のような形の御説明でこれがあるんだというのであれば、ちょっとこれは議事運営としても本当に全く納得できないんですよ。だって、そうじゃないでしょうか。座長は……

○江口座長 いや、だからそれは当然、例えば国家公務員制度の堺屋先生の提案なんかでも……

○鎌田委員 いやいや、ほかのことはちょっと置いておいてください。この場で今議論していることだけに限って議論させていただければと思いますけれども……

○江口座長 まあ伺っておきます。

○鎌田委員 少なくとも先ほどから何度かありましたんですけれども、特に固有名詞に近いような断定的なところに関しては、議論をしていないことが入ってくる、それはやはりまずいと思うんですね。議論をしていないことに関して入れるのであれば、できる限りそれは慎重な表現にすべきだと思うんですよ。それでしたら私も、ですから先ほど申し上げましたように、検討機関というような形でしたら納得、不承不承ですけれども、納得できますけれども。このような形でしたら、ちょっとこれはとってお任せというわけには、先ほどから申し上げてますように、いきませんので、ぜひ議論していただきたいと思います。

○江口座長 ですから、それは鎌田委員の意見として承っておきます。

○鎌田委員 いえいえ、それはだって直していただかないと困りますよ。

○江口座長 いえいえ、鎌田委員の意見として承っておきます。

○鎌田委員 いえいえ、そんなことじゃ納得できません。特に区割りのところも、石井知事のほうから専門委員会の役割が財政のほうとの関係というふうなお話ありましたんですけれども、それこそ懇談会こそこういう基本的な区割りについて議論する場なんじゃないんでしょうか。ですから、あえて外に専門委員会をつくって議論してもらおうというそういう必要は全くないと思うんですけれども。少なくとも我々のミッションとしては、区割りに関しても議論するのであれば大枠の議論を、それこそ基本的な考え方をこの懇談会の場で皆さんと一緒に議論をすると、そのほうがずっとすっきりしていますし、私の役割だと思っておりますので。

○江口座長 区割りはなかなか難しいんですよ、ですから、ここで議論して区割り案を出すといってもなかなかやはりいろいろな歴史、風土、伝統とかそういうようなものを踏まえて区割り案の、少なくとも基本的な考え方というものは専門家でない……

○鎌田委員 いえいえ、区割りの、言うまでもないことですが、区割りの専門家というのはだれもいないんですよ。

○江口座長 いや、いるんです。

○鎌田委員 いえいえ、いません、それは。

○江口座長 いるんですよ。

○鎌田委員 ですから、むしろシュウチョウを集めていろいろな研究者含め、専門家の方も含めて我々で一緒に議論したほうがずっと懇談会のミッションとしてはふさわしいというのを申し上げたいんです。

○江口座長 また同じようになつたら困りますしね。

○鎌田委員 ですから、この区割りに関してはちょっと納得できませんので、そのところも削除をお願いします。

○江口座長 それは鎌田委員の意見として聞いておきます。

○鎌田委員 いえいえ、それでは困りますので。

○江口座長 だからね、しょうがないじゃないの。皆さんの意見をどうやって……

○鎌田委員 それでは、皆さんにもぜひ諮っていただきたいんですけども。皆さんの御意見もぜひ聞いていただければと思います。

○江口座長 どうぞ。

○山東委員 もともと懇談会はいろいろな人が入っていらっしゃるものですから、恐らく1つにまとめた形にするということはこれはとても大変だというふうに、最初からそう思っていたんですよ。ですから、ちょっと横着なんですけれども、ある程度のところ、多少は矛盾があってもこれはやむを得ないというようなそういうことで、できるだけ逆にいろいろな矛盾があってもいろいろな意見が入ってるというようなことによってこれを後々利用していくというような立場からしてみると非常に有益だというような感じはするわけなんです。

それで、私個人の、別なことになりますけれども、意見になりますけれども。これは先ほど高橋委員がおっしゃったこととほとんど同じだというふうに考えていいと思うんですね。それで、いずれにしても国のかたちの問題ということが出てきましたときに、果たしてこれは国の体制全体の問題であって、それで単なる地方自治の問題じゃない、そういうものに問題を矮小化しちゃいけないというようなことをベースにして私も今まで意見を言ってきましたし、そしてその結果、県の合併を前提とする必要はないというようなことも申し上げてきたわけです。

それで、いずれにしてもここまできまして、この段階で横着にまとめるというような、横着では失礼、どうも申しわけありませんが、この段階にきてまとめるということなので、それはそれで座長に表現のほうはお任せするというふうに、そういうふうにしたいと、私はそう思っています。

○江口座長 ほか。

大臣がおいでになりましたので、早速ですけれども、一言お話をいただきましょうか。

(プレス入室)

○増田大臣 どうも皆さん、大変きょうは御苦労さまでございます。どうもありがとうございます。国会等がございまして、それからあと閣僚会議があって大変遅くなりまして失礼しました。

このビジョン懇ですけれども、これまで江口座長さん初め委員の皆さん方に大変御熱心に会合を重ねてこられまして本当にありがとうございます。また、これだけ大きな問題でございますので、それぞれ御意見、いろいろな多様な意見があるわけでございますけれども、今中間的な取りまとめに向けての最終段階に今きているところでございまして。きょう、それから私一応事務局からスケジュール的には来週というふうに聞いておりますけれども、その中間的な取りまとめをいただく予定になってございますけれども。それに向けてまたさらに議論を深め、そしてまとめていただければと、こうお願いを申し上げる次第でございます。

いろいろ個々に見だすといろいろな意見あると思いますけれども、やはり大きな国家像というか国家のかたちを変えていくものでございますので、ぜひとも、これは本当にお願いでございますが、大局的見地に立って、そういう大きなところから議論をできるだけまとめられるところはまとめていただくと、やはり私どももいただきまして、それをもって今後次の展開をはかっていくことにしてございますが。その際にはこういったことがビジョン懇の考え方ですというもの1つがありますと大変後に有効につながってきますので、できる限り議論をぜひ集約していただくということと。それから、大きなところでいろいろ御議論いただく。

そしてまた、当然また中間的な段階でございますので、次に向けていろいろと検討を深めていただく部分もあろうかと思っておりますので、そこは分科会においてまたさらに、専門地調査会ですか分科会ですか、そこでさらに議論を深めていただければより充実したものになると、こういうことだと思っております。

政府が内閣として道州制を真正面から取り上げたこういう懇談会をつくって、そしてお考えをまとめていただくというのは今回実は初めてでございまして、地方制度調査会という総務省のところで、地方で制度をいろいろ議論する中で取り上げていただいた、その中で一部で取り上げていただいたことございますが、こういう道州制ということで真正面から取り上げていただくというのは今回初めてでございまして。それだけ私もこの道州制推進に向けての重い役割を担っているわけでございますが。

なお、委員に皆様方が本当にその推進に向けて大変熱い熱意を持っておられますので、そういう思いで今後に向けて私も走っていきたいというふうに思っております。

そういうことでございますので、ちょうど議論の途中で大変失礼でございますけれども、きょう、それから来週に向けての議論を、座長初め委員の皆様方よろしくお願い申し上げる次第でございます。

どうもありがとうございました。

(プレス退室)

○江口座長 ありがとうございました。

どうぞ、篠崎委員。

○篠崎委員 前回広域連合を認めてくださいと、直訴をいたしました、はっきりと位置付けていただきましてありがとうございました。それに道州制に関連する経験を積むことによって意義があるとか、あるいは1つちょっと文学的表現になっておりますけれども、「道州制特区の実践を通じて人心がさらに洗練される」というふうに書いていただいたこと、大変ありがたく思っております。

ただ1点だけ、ちょっと先ほど来皆さんおっしゃっていることとも関連するんですが、29ページ、前回私が国が検討で地方は行動ですか、実施ですかと異議を申ししたことも受けていただいていると思いますが。こういうふうに書いていただいたこと、一步前進だと思えます。ただ、ちょっと私は、今ごろこういうことを申し上げて恐縮ですが、修文はちょっとまだできていないんですけれども。「道州制基本法」の骨子となるべき事項について、今後、当懇談会において検討を進めるとなっているんですけれども、私たち協議会の委員は懇談会の場で意見を言うことはできるんですけれども、もうちょっと積極的に地方にできております協議会を積極的に活用していただいて、地方の協議会が地方の意思をはっきりと持ち寄る。この場で議論する中に加わるという中で基本法の取りまとめにつなげていただきたい。

あるいは基本法の制定の後、先ほど石井知事もおっしゃったように諮問会議、ここのところへ地方代表が消えていると。ここで地方代表、経済団体代表、有識者が全部民間委員として入っているんですけれども。やはりこの諮問会議の席にも地方が国と対等に意見を言えるということが必要だと思えます。そういうふうになればいいと思うんですが、さらに基本法の前にも地方意見をもっと積極的に入れて、検討を重ねた上で基本法案の骨子をつくっていただきたいなというのが1点。

それから、基本法の後もやはり地方が積極的に意見を言える、対等に協議できるというふうな場所としての会議を設けていただきたいなというふうに思っております。

○江口座長 具体的に会議というかどうか。

○篠崎委員 ですから、そうですね、下のほうの修正が先だと思うんですが、今後、当懇談会において、道州制基本法の骨子となるべき事項について検討を進めるということになっておりますよね。その際に、地方の意見を。

○江口座長 「地方の意見を反映しつつ」……

○篠崎委員 「骨子となるべき事項を懇談会で」

○江口座長 「地方の意見も」にしていけませんか。

○篠崎委員 はい、結構でございます。

○江口座長 「地方の意見も反映しつつ、今後、当懇談会において検討を進め、最終報告

書に記載する」というような感じ。ちょっとこれも一応御意見として承っておきます。検討させていただいて、この件については前向きに検討させていただきます。

○篠崎委員 はい、それで上のところ……

○石井委員 地方代表を消さないで。

○江口座長 これ全部入れましょうか、もとに戻しましょうか。

そうすると、篠崎委員の、「内閣には、大臣を長とした関係閣僚、地方代表」と復活しましょうか。

○篠崎委員 はい、復活していただくと良いです。

○江口座長 復活します。経済団体代表はどうですか。入れたほうがいいですか。

どうぞ。

○高橋委員 「地方代表など」でよろしいんじゃないでしょうか。

○江口座長 「関係閣僚、地方代表などからなる民間委員による「道州制諮問会議」を設ける」と。

○石井委員 地方代表は民間委員じゃないと思うんですけれども。

○篠崎委員 そうですね。後のほうは地方自治体の代表のところは残す。

○江口座長 そうか、そしたら、「地方代表、民間委員からなる」にしましょうか。「地方代表、民間委員などからなる「道州制諮問会議」というふうにしましょうか。

○鎌田委員 だから、こういう個別の会議というのは議論を全くしていませんので、もう少し慎重に表現をしていただくようにぜひお願いします。ですから、検討機関ということで全然問題ないと思いますけれども。

こういう、ですから、議論しているのであれば賛成、反対も当然その時点でもまた申し上げる機会もありましたし、議論してこうだったんだなというふうにも納得できるんですけれども、少なくとも全く議論していないことをこんな形で具体的に書き込むというのは、これはそうすると1年間何のために議論してきたのかなということになるんですね。

ですから、やはり議論していないことに関しては峻別して、慎重に表現をすべきだと改めて申し上げたいと思いますし。

ですから、これは私としては納得できませんので、再考してください。先ほどの区割りのところもですけれども。

○江口座長 1つの意見として聞いておきます。

○鎌田委員 いえいえ、意見ではなくてですね、ちゃんとそれは聞いていただければ困ります。だって、議論をしていないことなんです。民主主義のこういう懇談会の場で座長は本当に民主主義の議論というのをどの程度御理解されているんでしょうか。いえいえ、笑いごとじゃないですよ、本当に私は真剣に申し上げているんです。

○江口座長 私には笑いごとなんですけれども。

○鎌田委員 だって、皆さんにも本当に訴えたいと思いますけれども。こういうことがまかり通るとするのは私はちょっと全く理解できないんですよ。私はこういう懇談会に初め

て参加させていただいて、非常に勉強しながら精いっぱい議論をしてきているわけなんですけれども。少なくとも一度も議論してないことをこんな形で書き込むというのはちょっともう本当に私の常識を越しているんです。ですから、先ほど申し上げましたように、これはもう本当に民主主義的な議論の場ではなくなっちゃいますよ。そういうことがまかり通っていいんでしょうかということなんです。本当に皆さんこれは真剣に、本当に私がこんなことを言うのは本当におこがましいのは重々承知で、生粋なことは重々承知ですけども、でもやはり地域に開かれたこれから新しい国家で地域が主役になるような開かれた地域をベースにした国をつくっていかうというそういう議論をする場で、上からドンと全然議論もしていないことがまかり通るような形で入ってくる。これは果たしてまず民主主義の大前提がまずないんじゃないかということと。

少なくとも国民に向けて堂々と説明できる開かれた道州制を考える懇談会のあり方としては本当にこれは異常だと私は思いますよ。だって、これはまず通らないことですよ、ほかの世間、常識的には。そういうことが堂々と何箇所も何箇所もまかり通ろうとしているという、これはやはり私としては本当にどういうふうに考えていいのかちょっと私もわからなくなりますけれども。こういうことって本当にまかり通っていいんでしょうか。

○江口座長 民間による道州、例えばにしましょうか。例えば……

○鎌田委員 座長、申し上げますけれども、そういうことではないと思いますので、もう少し私が申し上げていることについて慎重に聞いていただけませんか。

○江口座長 わかりました、慎重に聞いてますけれども。この道州制諮問会議を設けるというこのことで皆さん反対だったら反対で手を挙げてください。

○鎌田委員 私もこの諮問会議というよりも、最初のというかこのみえけしになっている検討機関と、こういう機関でしたら特に、いわゆる議論をしていないことではありますけれども、慎重に表現するとすればこのぐらいかなということで検討機関ということでしたらいいかなというふうに思います。

○江口座長 今でもおわかりだと思いますけれども、1つの意見としてお聞きしておきます。

だから、「などからによる例えば道州制諮問会議」という、諮問は……

○鎌田委員 いえいえ、ですから、ちょっと座長、ちょっとやはりおかしいと思いますよ。だって、私はそういうふうに。それでもう決めるような形で修文に入るのは、やはりちょっと、ちょっとこれはおかしいんじゃないでしょうか。

○江口座長 ですから、道州制を具体的にもっていくためには、経済財政諮問会議のようにやはり強力なパワーというものを持った会議、組織というものをつくらなければならないと。そこでやはりこのビジョン懇からの答申に基づきつつも、日本の新しい国のかたちを有識者の人たちが明確に決めていくと。それでいろいろそこから道州制を実現するためにどういうふうなことに取り組んだらいいかというようなことについてまた意見を具申するというような。言ってみれば総理大臣の諮問機関的な。

○石井委員 入る、総理大臣が主催です、長です。

○江口座長 総理大臣を長としてます。だから、今の経済財政諮問委員会が有効に機能したように、この道州制においてもぜひ。要するに強気に強力なリーダーシップ、総理大臣が決断を下すか下さないかということがとても大きな問題になってくるわけで。いくら閣僚とか我々が道州制というようなことを言っても、やはり総理大臣を長としたこういった1つの会議をつくって進めていかなければ、実現というのはなかなか難しいのではないだろうかということですね。

○石井委員 例えば28ページの左側にある真ん中の道州制推進会議とはどう違うんですか。

○江口座長 道州制推進会議は、これはいわゆる宣伝部隊ですね。道州制をずっと進めていくにはどうしたらいいのかと。

○石井委員 この組織は総理大臣ですか。

○江口座長 いや、組織はここに書いてありますけれども。

○石井委員 下のね。

○江口座長 ええ、その下に、「その支援機関として、関係閣僚、地方自治体の代表、地域経済団体の代表、有識者からなる「道州制推進会議」を設ける」ということで。また、各地域には、地方自治体の代表、市民・NPO代表、経済団体、とにかく道州制の場合にはやはりPRというかそういう推進する人たちのそういうまた会議というものを設けていかなければ、具体的に道州制というものが進んでいかないんじゃないだろうかというようなことで。経済財政諮問会議とはまたちょっとそういう意味ではもっと国民に周知徹底していかなければなりませんから、こういう推進会議というようなものも設けるべきではないか。そういう、ここはそういった御意見を言われる委員の方々も数名おられたと。

○鎌田委員 いえ、ですから、御意見といってもこの場で私は全く聞いていないことですので。今座長がおっしゃったように。御意見を言われる方をおっしゃったといっても…

○江口座長 そのためにペーパー書いてもらったわけです。

○鎌田委員 いえいえ、それは、だったら懇談会の各委員にそういうペーパーに関してもちゃんと披瀝されたら……

○江口座長 配布してますよ。

○鎌田委員 少なくとも全く議論がないままに、それで意見を言う方がおられたという言い方はちょっとこれは本当にあれだと思いますよ。

○江口座長 などからによる検討機関ね、例えばということでね、「検討機関として、例えば道州制諮問会議」。ではそうしましょう。

そのほか何かございますか。

○鎌田委員 ですから、区割りの検討委員会のところは、これはそれこそ基本的なことを議論するのは懇談会のミッションだと。

○石井委員 区割りはちょっと皆さんの意見を聞いていただければ、これは大きな話なので。

○江口座長 区割りは宮島さんでしたかね。

○宮島委員 全体をシンプルに伝わるかどうか拝見していただんですけども。1つ印象としては、先ほど税財政のところでは御意見があったように、専門委員会が決めて、それをそのまま懇談会で了承するというような印象を多少与えるような文言になっているところは、その税財政の部分に限らず、全部の専門委員会について、確実にここでもう一回議論をやるのだということに伝わるかといかなとまず思いました。

○江口座長 大体そういうイメージだったんですね。要するに専門委員会が決めたならそれがそれじゃなくて、専門委員会からの1つの結果をこの当懇談会でそれをもとに議論するという。財政についてもそういうことをやろうと。区割り案についてもそういうことをしようということですから、専門委員会が決めたからそれでいくとかそういうことじゃないんですよ。

○宮島委員 そうですね。なぜそう申し上げるかという、難しいことに専門委員はその専門の方ではあるけれども、逆にいうと一般の方から離れている印象がある場合があります。そのところは印象の問題ですが。

○江口座長 わかりました、その辺注意して表現しなくちゃいけないですね。

そのほか。

○宮島委員 2つ目は、先ほど篠崎委員がおっしゃったところの文章で、項目が入ってていいとは思いますが。私はこの「道州制特区の実践を通じて人心がさらに洗練されるように取りはからう必要がある」という文言がちょっと……

○江口座長 どこ、何ページ。

○宮島委員 みえけしの26ページですけども。「人心がさらに洗練される」というところが今ひとつ何をイメージしているのかが正直わからない部分がありますので、御説明いただければ。

あと続けて申し上げますと、最終的にはこれをメディアに御説明されるのが座長ですので、多分座長がお話ししやすい形がいいかなと思っています。先ほど鎌田委員からの「分権型国家」ということは、理解はできるんですけども、多分この「地域主権型道州制」ということを理解してもらい、直球で理解してもらいというところが精いっぱいだとするならば、江口座長が普段から御説明されているのでそのほうが伝わりやすいと思うんですね。そこに余りいろいろつけたりとかしないほうが伝わりやすいかなというふうに思います。

なので、鎌田委員の御発言はありますが、その言葉の正確性よりは私個人は座長から伝えるメディアやそういった関係者に対して伝えやすい形で御一任したいというふうに思います。

さらに、最終的にはシンプルである必要があるとすれば、御意見は例えば別冊で取りま

とめるとか、修文の提案というのだけではなく、例えば少数意見の別冊を出すというような形もあるのではないかと思いました。

○江口座長 さまざまな御意見が出た分については、ちょっとこれも検討してみたいと思っていますけれども、さまざまな意見が出たものについて、あれがありましたよね、前回、委員が出た、ほかの意見をまとめたあれを。マスコミのほうに出すかどうか、それもちよっと今検討してますけれども、ひょっとしたら出すかもしれません。要するに全く別の意見がありますから。そういうようなことも考えながらまとめてみます。

○宮島委員 細かいことですが「人心がさらに洗練される」というののイメージを、すみません、教えていただけますでしょうか。

○江口座長 人心がさらに、中央集権というのは何か私にとってはもう既に泥臭いというようなイメージでしたのでこういう言葉ができたということで。私もどうしてこういう言葉をここに使ったのかなと今思ってるんですけども。これからの新しい国のかたち、地域主権型道州制というものは古い国のかたちよりも洗練されるというそういう意味で道州制特区の実践を通じて、道州制に何か適用するような住民の地域の人たちが、そういうことが何かおしゃれかなと思ってこれをつくったんですけども。

○篠崎委員 道州制への認識が深まるという言葉でいいんじゃないでしょうか。

○江口座長 はい、わかりました。はい、すみません。

「道州制を通じて」、どうします、篠崎さん。

○篠崎委員 道州制への理解が深まる。

○江口座長 「道州制を通じて」……

○篠崎委員 「道州制特区の実践を通じて、道州制への理解が深まる」

○江口座長 「理解が深まるよう取りはからう必要があると」、はい、そういうふうにしたしましょう。

ということで、宮島委員、よろしゅうございましょうか。

○宮島委員 わかりました。

○江口座長 どうぞ、川口委員、何か。

○川口委員 いえ、もう。

○江口座長 どうぞ。

○芦塚委員 いろいろと皆様からのお話が出ていますが、やはり地方分権改革推進の中身を少し入れていただきたいと思います。

○江口座長 何ページ。

○芦塚委員 いろいろ修正意見出しましたが、6ページと7ページ、それから11ページの自治立法権などを取り込んでいただきたいと思います。

○江口座長 やはり復活したほうがいいですね。

○芦塚委員 復活していただければ。

それから、「国の改革で地方自治の問題ではない」とぱっと切ってもらおうと、どうも地

方としては地方自治の問題ではないと言われているみたいで気になります。

○江口座長 ありましたね。直しましたね。

○芦塚委員 はい。それから、確かにこれ今の憲法下では地方分権ではあるんですが、やはり地域主権という言葉は座長からいろいろ聞かされ、また全国経済同友会あたりでもよく使っておりますので、地域主権という言葉はイメージ的にも残して欲しいです。地域の皆さんを説得するためにも良い言葉と思います。

これは質問ですが、19ページの4のところ、自主立法権の確立、当然こういうイメージできておりますけれども、国会が法律を定める場合に云々と、道州に委ねると。これを道州制基本法の中で国会が法律をつくるのを制約するということができるのだろうか。いわゆる憲法は変えなくて今の枠内でそういうことができるのだろうか。これは単なる疑問ですが。

○江口座長 山東先生、どうでしょう、ここの自主立法権ということについて。

○山東委員 私はそこのところ非常にちょっと気がかりだったものですからね。要するに法律を変えるのに条例でもって上書きするというようなことがいいのだろうか。私もよく知りませんよ、知りませんが、そういうような素朴な疑問が一方のほうであるわけですね。

それでもう1つは、道州とそれから基礎自治体を並べて同列の自治体だというふうにそういうふうに扱っていいのかどうか。一方で道州のほうは、国のほうが防衛だの外交だのということをや、残りのものはほとんど全部道州がやるというようなことをいってるところでもって、そこでもって果たして同列に扱っていいのだろうかというそういうことがございまして。

だから、ここでまあ条例に委ねるというのを立法ともう少し一般した表現にしておいたほうがいいじゃないかなと。もうこの段階にくると無難なほうをとるというような感じになっちゃいまして。

○江口座長 石井委員、どうですか。

○石井委員 ちょっと憲法論議に踏み込むんだったらもう少し議論を深めていかないと、ここではちょっと方向性はまだ出せないかもわかりませんですね。

○江口座長 そうすると、この「立法に委ねる」というようなこういう表現でいいですか。

高橋委員、どうですか、知事として。

○高橋委員 確かに憲法論議はありますけれどもね、ただ私はやはり世間から注目をあび、やはり道州制という世の中のためになることではないかという話題性という意味からも、よほど制度的におかしくない限りは私どもの思いとして、この「道州議会の定める立法に委ねる」という表現でいいと思いますけれども。

○江口座長 なるほど。どうぞ。

○鎌田委員 すみません、1点。先ほど芦塚委員がおっしゃった分権の関係の文章の復活のところ、私冒頭の申し上げそびれてしまいましたけれども、25ページ、道州制の導

入のプロセスで、「（１）現行制度下ですべきこと」がそっくりカットされた形になっておりますけれども、ここも今の議論の流れからいえば当然……

○江口座長 復活。

○鎌田委員 ええ、復活していいと思いますので。

○江口座長 じゃあそうしましょう。

どうぞ。

○山東委員 そのこのところは私のほうは、地方分権とそれから道州というものとは一応別問題というふうに考えているので、その立場から、地方分権を大いに進めるべきとっているんですけれども、これを道州制と混同し一緒にするような形での、そういう記述というのはやはり好ましくないと、私はそう思っています。地方分権自体は大いに推進すべきだと思ってますよ。

○江口座長 その辺、石井委員、どうですか。

○石井委員 我々は地方分権が一番ですのでね。

○江口座長 このこのところのはどうですか、入れておいたほうが。

○石井委員 ぜひ復活してほしい。

○江口座長 高橋知事、どうですか、この25ページ。

○高橋委員 そうですね、石井知事と同じ思いです。

○石井委員 我々は今の地方分権推進委員会を一所懸命押してますよね、分権のために。ずっと押しながら総仕上げとしてのこの道州制があるんだというふうに我々やってるんですね、知事会では。

○江口座長 わかりました。賛成と反対とありまして……

○高橋委員 ですから、結論的には最後は座長の御判断でということ。

○江口座長 はい。

○石井委員 前のほうだけ復活してもらえばよろしいです。前のところね。ちょっと25ページはお任せします。

○江口座長 はい、考えさせてもらいます。

どうぞ、山下委員。

○山下委員 24ページの区割り検討委員会の問題ですけれども、確かに1年を目処にするというのは急にぽっと期限が出てきたなという印象が読んだときはしました。問題は、その基本方針の中身ですね。透明性のある基準を1年後にはっきり示すという程度のことであれば問題ないと思いますが、具体的な姿を12とか9つとかと示すとなると、1年というのはかなり短兵急だなという印象があります。

○江口座長 これはですね、出しません、具体的なあれは、私の区割りは、1年後には。

○山下委員 この基本方針の具体的なイメージは、どのようなものですか。

○江口座長 要するにどういうふうな考え方で区割りをしたらいいかという基本的な考え方です。

○山下委員 わかりました。

○江口座長 考え方をここで出そうと。皆さん方にこういう基準で区割りをしたらいいんじゃないのというようなことが出てきたら、それに基づいて幾つかの、私の個人的な意見でいえば、このビジョン懇で1つの区割りには決めたくないというふうに、これは個人的な意見で皆さん方の御意見をお聞きしないといけませんけれども。いろいろな条件が出てきてもやはり区割りの仕方はいろいろ変わってきますから、だから幾つかの候補を最終的、これから2年後に幾つかビジョン懇としては提示するということとどめて、何か1つの道州の区割りに決め込んでしまうというようなことはしないほうがいいかなというふうには思ってるんですけども。

川口委員、どうでしょうか。

○川口委員 区割りの基準がどういうものであるべきかですけども、この文章の中にも「道州の区域は、経済的・財政的自立が可能な」という一番大事なことが明記してあります。ほかの地理的一体性、あるいは歴史・文化的だとかこういうファクターもあります。基準の中にこの経済的・財政的自立性と言った以上は、シミュレーションがある程度ないと、最終的な区割りの答えを導き出せないと思います。

ですから、そういった経済的なファクターを基準とする考え方を示すだけじゃなくて、シミュレーションして、結果として例えば区割りはこうなる、というようなところへつながるようなことが必要だと思うんですよね。そうでないと、定性的な基準を示すだけだったら、やはり堂々巡りすると思うんですよ。

○江口座長 ですから、例えばということで幾つか出したいと思うんです、最終的には。1年で基本的な基本方針というのを、さっき言っただけでみれば基準、区割りのどういうふうな基本的な基準で考えたらいいかというように1年以内でというか1年をめぐりにまとめて、お互いに理解しておくというのがいいのではないかと。

○鎌田委員 いいでしょうか。ですから、今座長がおっしゃったことをやるのが懇談会のこの役割だと私は思うんですよ。もうここで、この場で、今座長がおっしゃったことを議論すればもうそれで済むことじゃないんでしょうか。それでもう、ですから、基準とか基本方針ですので、懇談会が、私は区割りまで議論する必要はないかなというふうに考えているんですけども。ただ、国民に向けてある程度の区割りに関することが、関心が国民もあるわけですので、そういう意味では基準、大枠を示すというのは必要かなというふうに考えていますので。

そうすると、今まさしく座長がおっしゃったことをこの場で議論すればもう済むことじゃないでしょうか。それで、この場に、座長がおっしゃる区割りの専門家、私はいないと思いますけれども、そういう方に来ていただいて、情報を共有して議論をする。そのほうがずっと我々のミッションとしてはふさわしいと思うんですけども。

○石井委員 これ区割り、基準ではないんですかね。区割り検討委員会ですと完全に日本列島の区割りをイメージしちゃうんですけども。区割り基準とか区割り基本方針とか何

か言葉がないとイメージがあれなのと。

○江口座長 区割り、何。

○石井委員 今基準とおっしゃった、あるいは区割り基本方針でもいいですが、基準ですか。区割り基準の。何かちょっと入れないとイメージが。

○江口座長 区割り基本方針にしようか。

○石井委員 区割り基本方針検討委員会ですか。

しかも、鎌田委員が必ずつくれということではないとおっしゃっているので、場合によってはそれは今後の検討状況に応じてとか必要に応じてとか何かちょっと言葉がないと。

○山東委員 ちょっとよろしいですか。

○江口座長 どうぞ。

○山東委員 この区割りというのはもう政治の専管事項みたいなものなんですね。ですから、ここでもってどれだけのイメージを与えることができるかということに足りるのであって、今のように基準となると、またその基準が何らかの具体的なことを意味しなきゃ全く意味のないことなんで。

そういうようなことからいってみると、私はそこらをどの程度、大ざっぱに意味があるような、余りないようなくらいで、表現はいいというような感じがしてまして。

要するにまあ、こういうふうに提示された場合、絶対に賛成という場合と絶対に反対という場合と、まあこの辺のところはそれくらいでもいいや、というような場合とあって、別にこういう書き方でもどういう書き方でもいいというような、そういうような感じなんですけどね。だから、どちらでも私はこだわらないですね、そのところは。

○江口座長 いろいろ議論が出てますけれども、一応来週の早々に大臣に提出しないといけませんので、ここでちょっと15分ほど休憩をさせていただきます、今皆さん方おっしゃっていただいたのをもとにちょっと文章を15分間ぐらいでざくっと修正してみますので。その間お待ちいただけませんか。15分ぐらい休憩。よろしく願います。

(休憩)

○江口座長 皆さん方、お手元に、宮島委員、届きましたか。芦塚委員、届きましたか。山東委員、届きましたか。太田委員。

一応復活しろと言われてたところはできるだけ復活させ、修正してほしいと言われてたところ、高橋知事がおいでになりませんが、御要望どおりの。これで一応中間報告書の形にしたいというふうに思っております。

○鎌田委員 座長、1点いいでしょうか。

○江口座長 はい、どうぞ。

○鎌田委員 8ページの真ん中のあたりですけれども、「中央集権型国家」から「分権型国家」、いわゆる「地域主権型道州制国家」への転換」とありますけれども。この「いわゆる」以下、「地域主権型道州制国家」というのは取っていただけないでしょうか。も

う分権型国家でもう尽きていると思いますので。

○江口座長 はい、検討してみます。

どうぞ。

○山東委員 今復活したところの6ページですね、(6)の不十分な広域行政化と地方分権というところですね。それから、その次の7ページのやはり全部復活したところですね。これは私の考えでは同意見なんですけれども。道州制の問題とは一応関係はないというようなことで、これはやはり削除した原案に戻すべきだというふうに思います。

要するに地方分権、1つ理解していただきたいのは、今まで申し上げたようなことを別な言葉で申しますと、今までここでもって復活されたところといいますのが、県にかわる道州なんですけれども、私たちは国に変わる道州なんです。要するに国の権能を下ろしてきて道州に与えるという、国にかわる道州でありまして。だから、ここでは道州は地方自治体だというそういう思想であり、したがって立法形式は条例だというふうになっているわけなんですけれども。私たちのほうの地域主権型の道州制といっているのは、道州というのは地方自治体ではなくて、新しい国にかわる道州そのものなんだということです。

それから、したがって立法形式としても条例ではなくて、多分州法ということなんですけれども、そこをだから新しい自主的な立法だというようなそういう表現を使ってきているわけです。

ですから、そういうことで、もう1つは地方分権というのは道州とは別個の問題だということ。憲法については先ほど申しましたようなことなんですけれども。

いずれにしてもそういうような趣旨からいってみまして、6ページ、7ページのところはやはり……

○江口座長 復活したところは切ったほうがいいと。

○山東委員 ほうがいいというふうに思います。

○江口座長 御意見承っておきます。また検討してみます。

これについて知事。

○石井委員 私はできれば……

○江口座長 残してほしい。

○石井委員 ですけれども、それは座長にお任せします。

○江口座長 はい。

篠崎委員、山下委員、川口委員、犬島委員、芦塚委員、いかがですか。これでいいですか。

○犬島委員 ただ1つだけちょっと教えてほしいのは、新たな立法権とか上書き権というの、あれ今の司法制度の逆になるような気がするんですが。司法制度とは全然問題はないんですか。

○江口座長 山東先生、いかがですか。

○犬島委員 今は地裁があって高裁があって最高裁があるという、司法制度はそうなって

ますよね。そういうものと何かアンマッチングのような気がしているんですが。

○山東委員 わかりません。

○鎌田委員 いいでしょうか。司法に関しては、全くもう関係なしということで。つまり、立法なんですね。ただ、ですから司法のことに関しては全く考慮する必要がないということなんですけれども。

○犬島委員 それはそうなんだと思うんですが、司法のほうがそうなっていて、立法のほうだけ逆転をさせていくというようなことが、何となく私は腑に落ちないところがあるのでちょっとお聞きいただけなんです。

○鎌田委員 ですから、地域主権型の、山東委員がおっしゃったような形で先ほど道州は地方自治体じゃないというふうなことをおっしゃったかと思えますけれども、そういうところに踏み込んでくると憲法の規定にもかかわってくると思うんですよね。ですから、そのところはやはり現行の、先ほどいろいろな意見があったかと思えますけれども、憲法の改正に絡めて議論するとかかなり問題が拡散するといったらいいんでしょうか、それと憲法の改正がいつになるのかなというふうなところが出てくるわけですので。

ですから、現行の憲法の中で自治体として道州制を考えるんだということであれば、特にその中でできる限り私の言葉で言わせれば分権を進めるための仕組みをつくるということであれば全く問題ないのかなというふうに理解をしているんですけれども。

○犬島委員 いや、ただそう思っただけで、座長に一任します。

○江口座長 はい、ほか、どうぞ、篠崎さん。

○篠崎委員 私は現状の問題点というところではやはり……

○江口座長 何ページですか。

○篠崎委員 いや、今入れるか入れないかという6ページと7ページのところなんですけれども。一たん削除なされた部分をもう一回復活した。私は6のところはやはり現状の問題点ですから、道半ばだということ、現行制度下において推進しなければいけないと、これはやはり書いておくべきだと思うんです。私が一番おそれますのは、例えば道州制の議論が進んできた、道州制と分権は違うんだと、全然局面が違うものだという事になったら、18年には道州制になるんだから分権というのをそう一所懸命現下のごとくやらなくてもいいんじゃないかというふうな風潮にならないためにも、私はここにきっちり書いておいていただきたいなと思っています。

○鎌田委員 すみません、いいでしょうか。

○江口座長 はい、どうぞ。

○鎌田委員 道州制の導入プロセスのところ、(1)の……

○江口座長 何ページでしょう。

○鎌田委員 今修正をしていただいた資料では22ページ。道州制の導入プロセスで、先ほどこの資料2-2のみえけし修正のところ、(1)で現行制度下ですべきことと。今篠崎委員がおっしゃったことが今まさに進んでいることがここに触れられているわけな

んですけれども。ここの部分に関しても、やはりこういうことが将来に向けての一助になるということですので、ここのくだりについてももとのとおりに戻していただきたいと思います。

○江口座長 もとのとおりに。

○鎌田委員 それから……

○江口座長 ちょっと待ってくださいね、せっかくですからね。みえけしの何ページですか。

○鎌田委員 25ページですね、みえけしでいくと。

○江口座長 現行制度下ですべきこと。これを復活すべきだと。

○鎌田委員 はい。

○江口座長 これを復活すべきだという御提案ですけれども、いかがですか、ほかの委員の方々。

特に山東委員、どうでしょう。

○石井委員 私はあったほうが良いと思います。やはり先ほど篠崎委員がおっしゃったことがここに書いてあって。要するに、まずは地方分権改革、行財政改革しっかりやれということ、しっかり書いているのが非常に意味があると思いますけれどもね。第1パラグラフ。

○江口座長 どうですか。

○山東委員 余りこだわりません。ただ……

○江口座長 ただ。

○山東委員 ただというのは別のところですけども。もう11ページのところです。

○江口座長 ちょっと待ってください、そしたら。

ここは、すみません、事務方の復活をということで道州制の導入プロセス、現行制度下ですべきこと、このところは復活ということにしましょう。

どうぞ、山東委員。

○山東委員 10ページのところですね、同じようにここを全部復活しているところをまたもとへ戻してほしいというふうに思います。

○江口座長 どこ。

○山東委員 10ページです。10ページの「このため、国と地方自治体の双方のあり方を同時・一体的かつ抜本的に見直し」云々と書いているところで、「自治立法権、自治行政権、自治財政権を十分に備えた地方政府（自治体）を確立することが必要である。」とある、ここのところの赤線の部分は全部復活していただきたい。

その理由は、やはり私たちが今ここで問題にしている道州制論というのは中央集権自体をどういうふうにやり直すかというところの問題で、国政機能をどうやって分割するかが一応一番の問題でありまして、だから、国政の機能を地域へ九州へ移すということでもありますから、県を合併したようなことを母体にしながら自治体を膨らませていく

というような形における道州を展望するというようなことに多少ともでもいづらかそういう懸念のあるようなことは切り捨ててほしいというふうに思っています。

それで、まあここにあることはそれにいわずもがなというような感じもするんですけれどもね。

○江口座長 石井委員、どうですか。

○石井委員 これはこういう政府の審議会ではっきりここにあるような自治立法権、自治行政権、自治財政権ということをはっきり書いていただくということは大変私は意義があると思いますけれどもね。ぜひこれは復活して残していただきたいと。

○江口座長 これは復活したわけですよ。

○山東委員 だからそれを消してほしいと。

○石井委員 消さないでほしいです、私は。消さないでほしい。

○江口座長 これも、じゃあわかりました。

もしそれ以外になれば、もうそろそろ時間も。

○鎌田委員 区割りのところですけども、22ページの上のほうに、要は先ほど申し上げましたように、この基本方針みたいなものを議論するのがまさしく懇談会ですので、そうすると屋上屋あるいは屋上下かわかりませんが、そういうのも設けるといのは私はやはり必要は全くないのでここは専門委員会を設けるといところは削除していただきたいと思います。

○江口座長 もしこれに対していろいろ御意見があったら、ちょっとメモしてというか、そうしていただいたら。場合によっては記者会見のとき記者の人にも含めてお渡しします。

○鎌田委員 ですから、すみません、たびたび私だけがごちゃごちゃ言って。新しい国のかたちをつくるの、これは8ページですね。同じことを言って申しわけありませんが、いわゆる「地域主権型道州制国家」という言葉は削除してください。

○江口座長 お聞きしておきます。

○鎌田委員 それと……

○江口座長 それも、すみません、1つの御意見としてできれば書きとめて書類に、紙に書いていただけませんか。記者会見のときにこういう意見もあったということで、記者の方にお配りしたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので。

山東委員のほうも、これから検討しますけれども、必ずしも山東委員の御希望どおりにならないかもしれませんので、その御自分の考え方はこういう考え方だということなどでちょっと書いておいていただいたら、こういう意見もあったということで公平にフェアに。

○山東委員 こういう別の意見があるということ、きょう帰りにお出ししていきます。

○江口座長 よろしくお願ひします。

○鎌田委員 すみません、もう1点いいでしょうか。

○江口座長 はい、どうぞ。

○鎌田委員 これは確認なんですけれども、前回でしたかしら、違う意見に関しては修正意見を出してくれということを出したりして、いわゆる異なる意見についてはインターネットで公表するというふうにおっしゃっておいりましたので、これはぜひやっていただきたいと思います。

○江口座長 はい、それはやりますよ。インターネットで、きょうのいろいろな意見もちろん、鎌田委員の意見も丁寧にインターネットに掲載します。

○鎌田委員 前回の修正意見も含めて、今回また改めて修正意見出しますので。

○事務局 ちょっと時期だけ。あす、あさってというわけにはいきませんで、4月か5月か。

○鎌田委員 ぜひお願いします。

○石井委員 座長、もう皆さん意見もしもおありになったら紙に書いて出して、提案して、それでも座長一任ということではいかがでしょうか。

○江口座長 よろしゅうございますか。

○石井委員 時間も遅いし、取りまとめていただいて。

○江口座長 では、そういうことで、ありがとうございます、長い間。まだあと2年ありますので、まだ3分の1しか。42.195キロの3分の1しか。

○石井委員 置いておくのはどれですかね、持って帰っていいのはどれですか。一番最後のやつは。

○江口座長 資料2のほうは委員に限ってお持ち帰りいただいていいということにしましょうか。じゃないとあれですから。ただ、申し上げておきますけれども、それはいらんことだということになると思いますけれども、くれぐれも大臣にお渡しする前には漏らすというようなそういう失礼なことは申し上げませんけれども、くれぐれも注意して押さえていただきたいと、しまっておいていただきたいというふうをお願いいたします。

ありがとうございます。内容については一応これで確定ということで。軽微な字句修正については私のほうで対応させていただきますし。

24日月曜日の3時から第18回を開催いたしまして、冒頭に中間報告の取りまとめの最終確認を行って、その後直ちに増田大臣に提出させていただくということにしたいと思います。

資料につきましては21日の金曜日めどで、事前送付、ちゃんとしたものを送付したいと思っております。

また別に御意見というか異論というかそういうものがありませんでしたら、今知事が言ってくさいましたけれども、紙に書いて、あすの夕方5時までに何らかの形で、事務方のほう。

○事務局 また御案内いたします。

○江口座長 事務方のほうに届けていただければ大変ありがたいというふうに思います。

そういうことで、時間が迫ってまいりましたというよりも過ぎてしまいました。本当に長いこと御苦労さまでございました。ありがとうございます。そういうことで本日の議

論はここまでということにさせていただきます。
どうもありがとうございました。

午後 8時32分閉会